

居宅介護職員初任者研修等実施要綱 本文 新旧対照表

改正後（案）	改正前	摘 要
<p style="text-align: center;">居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 （1）～（4）（略）</p> <p>(5) 手続要件</p> <p>ア 申請者は、研修を開始する2箇月前までに、別記第1号様式の居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、（カ）に掲げる添付書類は実習を行う場合に限り提出するものとし、（サ）に掲げる添付書類は講義を通信で行う場合に限り提出するものとする。</p> <p>(7) 研修の概要</p> <p>(イ) 学則</p> <p>(ウ) 講師一覧（講師の氏名、担当教科、資格、専任又は兼任の別等）</p> <p>(エ) 講師調書（講師の職歴等）及び保有する資格等の証明書</p> <p>(オ) 喀痰吸引等研修講師履歴書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）</p> <p>(カ) 実習施設一覧及び実習施設利用承諾書</p> <p>(キ) 収支予算書</p> <p>(ク) 財政計画書</p> <p>(ケ) 定款その他基本約款</p> <p>(コ) 資産状況を証する書面</p> <p>(サ) 添削指導及び面接指導の指導方法書並びに講義室（演習室）使用承諾書</p> <p>(シ) 登録研修機関登録通知書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）</p> <p>イ 事業者は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）並びにアに掲げる事項に変更があったときには、10日以内に、知事に別記第2号様式の居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、研修事業を休止したとき（研修を年1回以上実施しないことが明らかで、かつ、廃止する予定のないときをいう。）には、10日以内に、知事に別記第3号様式の居宅介護職員初任者研修等事業休止届出書を提出しなければならない。</p> <p>エ 事業者は、休止後、研修事業を再開したときには、10日以内に、知事に別記第4号様式の居宅介護職員初任者研修等事業再開届出書を提出しなければならない。</p> <p>オ 事業者は、研修事業を廃止したときには、10日以内に、知事に別記第5号様式の居宅介護職員初任者研修等事業廃止届出書を提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 （1）～（4）（略）</p> <p>(5) 手続要件</p> <p>ア 申請者は、研修を開始する2箇月前までに、別記第1号様式の居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、（カ）に掲げる添付書類は実習を行う場合に限り提出するものとし、（サ）に掲げる添付書類は講義を通信で行う場合に限り提出するものとする。</p> <p>(7) 研修の概要</p> <p>(イ) 学則</p> <p>(ウ) 講師一覧（講師の氏名、担当教科、資格、専任又は兼任の別等）</p> <p>(エ) 講師調書（講師の職歴等）及び保有する資格等の証明書</p> <p>(オ) 喀痰吸引等研修講師履歴書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）</p> <p>(カ) 実習施設一覧及び実習施設利用承諾書</p> <p>(キ) 収支予算書</p> <p>(ク) 財政計画書</p> <p>(ケ) 定款その他基本約款</p> <p>(コ) 資産状況を証する書面</p> <p>(サ) 添削指導及び面接指導の指導方法書並びに講義室（演習室）使用承諾書</p> <p>(シ) 登録研修機関登録通知書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）</p> <p>イ 事業者は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）並びにアに掲げる事項に変更があったときには、10日以内に、知事に別記第2号様式の居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、研修事業を休止したとき（研修を年1回以上実施しないことが明らかで、かつ、廃止する予定のないときをいう。）には、10日以内に、知事に別記第3号様式の居宅介護職員初任者研修等事業休止届出書を提出しなければならない。</p> <p>エ 事業者は、休止後、研修事業を再開したときには、10日以内に、知事に別記第4号様式の居宅介護職員初任者研修等事業再開届出書を提出しなければならない。</p> <p>オ 事業者は、研修事業を廃止したときには、10日以内に、知事に別記第5号様式の居宅介護職員初任者研修等事業廃止届出書を提出しなければならない。</p>	

改正後（案）	改正前	摘 要
<p>カ 事業者は、研修事業を修了した日の属する月から2箇月後の月末までに知事に別記第6号様式の居宅介護職員初任者研修等事業修了報告書に修了者名簿を添えて提出しなければならない。</p> <p><u>キ アからカに規定する申請書及び届出書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスにより送信して提出することができる。</u></p> <p>6～13（略）</p> <p>14 経過措置</p> <p>(1) 平成25年4月1日において既に居宅介護従業者養成研修等実施要綱（平成19年2月19日付け障福第2539号北海道保健福祉部長通知）（以下「前要綱」という。）の1級課程及び2級課程（以下「旧1、2級課程」という。）を修了している者及び平成25年4月1日において旧1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者は、居宅介護職員初任者研修を修了した者とみなす。</p> <p>なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧1、2級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるものとする。</p> <p>(2) 平成25年4月1日において既に前要綱の3級課程（以下「旧3級課程」という。）を修了している者及び平成25年4月1日において旧3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者は、障害者居宅介護従業者基礎研修を修了した者とみなす。</p> <p>なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧3級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるものとする。</p> <p><u>(3) 令和3年(2021年)3月23日改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、令和3年(2021年)3月23日改正後の様式によるものとみなす。</u></p> <p><u>(4) 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、行動援護従業者養成研修に関する事項については、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。</p>	<p>カ 事業者は、研修事業を修了した日の属する月から2箇月後の月末までに知事に別記第6号様式の居宅介護職員初任者研修等事業修了報告書に修了者名簿を添えて提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>6～13（略）</p> <p>14 経過措置</p> <p>(1) 平成25年4月1日において既に居宅介護従業者養成研修等実施要綱（平成19年2月19日付け障福第2539号北海道保健福祉部長通知）（以下「前要綱」という。）の1級課程及び2級課程（以下「旧1、2級課程」という。）を修了している者及び平成25年4月1日において旧1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者は、居宅介護職員初任者研修を修了した者とみなす。</p> <p>なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧1、2級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるものとする。</p> <p>(2) 平成25年4月1日において既に前要綱の3級課程（以下「旧3級課程」という。）を修了している者及び平成25年4月1日において旧3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者は、障害者居宅介護従業者基礎研修を修了した者とみなす。</p> <p>なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧3級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、行動援護従業者養成研修に関する事項については、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。</p>	<p>○令和2年7月7日付け総行行第169号総行経第35号総務省自治行政局長通知に基づく見直し</p> <p>○令和2年7月7日付け総行行第169号総行経第35号総務省自治行政局長通知に基づく見直し</p> <p>○令和2年7月7日付け総行行第169号総行経第35号総務省自治行政局長通知に基づく見直し</p>

改正後（案）	改正前	摘 要
<p>附 則 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年（2021年）3月23日から適用する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>（新設）</p>	<p>○令和2年7月7日付け総行行第169号総行経第35号総務省自治行政局長通知に基づく見直し</p>